

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年3月15日

愛媛県立西条高等学校長

1 入札に付する事項

(1) 件名（委託業務名及び数量）

愛媛県立西条高等学校専用水道施設水質検査業務委託 一式

(2) 委託業務内容等

専用水道については水道法第20条第3項の規定により、必要な水質検査施設を設けなければならないが、本校はその施設がないため、厚生労働大臣の登録を受けた業者に委託し、水質検査を行う。（詳細は、別途配布する仕様書、委託契約書（案）等入札関係資料による。）

(3) 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 委託業務の履行場所

愛媛県立西条高等学校（西条市明屋敷234番地）

(5) 入札方法

ア 入札金額は、年額を記載すること。

イ 入札は紙入札により、持参又は郵送等により提出すること。

ウ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、現行の消費税及び地方消費税の税率による委託料の年額を見積もった額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 落札決定に当たって価格は、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

オ 落札者は、落札決定後、速やかに上記1（1）の内訳を愛媛県立西条高等学校長に書面で提出すること。

2 入札に参加する者に必要な資格等

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 知事の審査を受け、令和5・6・7年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 入札参加申込書の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 水道法（昭和32年法律第177号）第20条第3項の規定による水質検査を行うことのできる業者として、厚生労働大臣の登録を受けた者であること。

3 入札参加申込書等の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出すること。必要書類の提出のない者の入札への参加は認めない。

(1) 必要書類

ア 入札参加申込書

イ 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月7日告示第192号）第4条の規定による競争入札参加資格審査結果通知書の写し（上記2の(1)関係）

ウ 上記2の(4)の資格等を有することを証する書面

(2) 提出先及び提出期間等

ア 提出先

愛媛県立西条高等学校 事務室

〒793-8509

西条市明屋敷234番地

TEL (0897)56-2030

イ 提出期間

令和5年3月15日（水）から3月23日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時20分から午後4時50分までをいう。）

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、令和5年3月23日（木）午後4時50分までに、アに掲げる場所に必着のこと。その際は連絡先を記載すること。

4 入札関係書類を示す場所等

- (1) 入札説明書及び入札参加申込書等の交付場所並びに問い合わせ先
上記3の(2)アに掲げる場所
- (2) 図面の閲覧及び現地説明

令和5年3月15日（水）から3月17日（金）までの間で、随時、図面の閲覧及び現地説明を行うので、希望者は上記3の(2)アへ直接申し込むこと。

5 入札及び開札

(1) 入札書の提出場所

愛媛県立西条高等学校 事務室

〒793-8509

西条市明屋敷234番地

電話 (0897)56-2030

(2) 入札書の受領日時

令和5年3月28日（火） 午後1時00分

(3) 開札の日時

(2) と同じ

(4) 開札の場所

西条市明屋敷234番地

愛媛県立西条高等学校 応接室

(5) 入札書の提出方法

持参又は郵送等により提出（必着）すること。電送による提出は認めない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和54年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

(4) 入札の無効

上記2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。